

市区町村別集計項目(推進体制等)

三重県	
市区町村数	29

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						19	19	17				27					
24	201	津市	男女共同参画室	1	1	1	1	津市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年3月30日		第3次津市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
24	202	四日市市	市民文化部 男女共同参画課	1	1	1	1	四日市市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画プランよっかいち2021~2025	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
24	203	伊勢市	市民交流課	1	2	1	1	伊勢市男女共同参画推進条例	2007年3月31日	2007年4月1日		第3次伊勢市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
24	204	松阪市	人権・多様性社会課	1	1	1	1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	2005年1月1日	2005年1月1日		松阪市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
24	205	桑名市	女性活躍・多文化共生推進室	1	1	1	1	桑名市男女共同参画推進条例	2009年9月29日	2009年9月29日		2019-2024桑名市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2025年3月	1	1		
24	207	鈴鹿市	男女共同参画課	1	1	1	1	鈴鹿市男女共同参画推進条例	2006年6月29日	2006年6月29日		第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
24	208	名張市	人権・男女共同参画推進室	1	1	1	1	名張市男女共同参画推進条例	2005年10月3日	2006年4月1日		第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーII	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
24	209	尾鷲市	政策調整課	1	2	1	1	尾鷲市男女共同参画推進条例	2007年4月1日	2007年4月1日		第2次尾鷲市男女共同参画推進基本計画	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1		
24	210	亀山市	文化共生グループ	1	2	1	1	亀山市男女が生き生き輝く条例	2008年6月27日	2008年7月1日		第3次亀山市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
24	211	鳥羽市	市民課	1	2	1	1	鳥羽市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年3月30日		鳥羽市第3期男女共同参画基本計画(通称:ほほえみプラン)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
24	212	熊野市	市長公室	1	2	1	1	熊野市男女共同参画推進条例	2017年6月23日	2017年6月23日		熊野市男女共同参画基本計画(第3次基本計画)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
24	214	いなべ市	人権福祉課	1	2	1	1	いなべ市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		いなべ市男女共同参画第3次推進計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	0		
24	215	志摩市	市民生活部 人権市民協働課	1	2	1	1	志摩市男女共同参画推進条例	2012年12月26日	2013年4月1日		第3次志摩市男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
24	216	伊賀市	人権政策課男女共同参画係	1	1	1	1	伊賀市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第4次伊賀市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
24	303	木曾岬町	総務政策課	1	2	0	0				0	木曾岬町男女共同参画基本計画	2014年3月 ~	0	1		
24	324	東員町	町民課	1	2	0	0	東員町男女共同参画推進条例	2019年3月22日	2019年4月1日		第3次東員町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		
24	341	菟野町	企画情報課	1	2	1	1				0	第4次菟野町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
24	343	朝日町	企画情報課	1	2	0	0				0	かがやくあさひ男女共同参画基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1		
24	344	川越町	企画情報課	1	2	0	0				0	川越町男女共同参画推進計画	2008年3月 ~	0	1		
24	441	多気町	健康福祉課	1	2	1	1	多気町男女共同参画推進条例	2007年6月26日	2007年6月26日							1
24	442	明和町	生活環境課	1	2	1	1				0	第2次明和町男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
24	443	大台町	企画課	1	2	0	0				0	第3次大台町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
24	461	玉城町	総務政策課	1	2	0	0				0	第2次玉城町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
24	470	度会町	総務課	1	2	0	0				0	第2次 度会町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2025年3月	0	1		
24	471	大紀町	総務企画課	1	2	0	0				2	大紀町男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2022年3月	0	1		
24	472	南伊勢町	環境生活課	1	2	0	0	南伊勢町男女共同参画推進条例	2013年3月22日	2013年4月1日		第二次南伊勢町男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0		
24	543	紀北町	総務課	1	2	1	0				0	第2次紀北町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
24	561	御浜町	総務課	1	2	1	1				0						1
24	562	紀宝町	企画調整課	1	2	0	1				0	第3次紀宝町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)																	
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設形態		管理・運営主体								
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
1	3	2	1	1	3	0	1													
			4									1	3	2	1	1	3	0	1	
24	201	津市																		
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	はもりあ四日市	510-0093	三重県四日市市本町9番8号 本町プラザ3階	059-354-8331	059-354-8339	https://www.city.yokkaic hi.mie.jp/danjo/index.php		○		○				○			
24	203	伊勢市																		
24	204	松阪市																		
24	205	桑名市																		
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	ジェフリーすずか	513-0801	三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号	059-381-3113	059-381-3119	http://www.city.suzuka.l g.jp/danjo/	○		○					○			
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター		518-0775	三重県名張市希中央5番町19番地	0595-63-5336	0595-63-5326	https://www.emachi- nabari.jp/j- kouryu/?page_id=15		○						○			○
24	209	尾鷲市																		
24	210	亀山市																		
24	211	鳥羽市																		
24	212	熊野市																		
24	214	いなべ市																		
24	215	志摩市																		
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター		518-0873	三重県伊賀市上野丸之内500番地	0595-22-9632	0595-22-9666	https://www.city.iga.lg.jp /category/7-6-4-0- 0.html		○	○					○			
24	303	木曾岬町																		
24	324	東員町																		
24	341	菟野町																		
24	343	朝日町																		
24	344	川越町																		
24	441	多気町																		
24	442	明和町																		
24	443	大台町																		
24	461	玉城町																		
24	470	度会町																		
24	471	大紀町																		
24	472	南伊勢町																		
24	543	紀北町																		
24	561	御浜町																		
24	562	紀宝町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
4						4	3	4	4	1	3	3	0	2			
24	201	津市															
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	1996年8月1日	9	1	22,409	○	○	○	○		○	○		○	はもりあフェスタなど
24	203	伊勢市															
24	204	松阪市															
24	205	桑名市															
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	2002年8月2日	4	2	31,881	○	○	○	○	○	○		○		
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター	2009年6月13日	1	0	1,150	○		○	○						
24	209	尾鷲市															
24	210	亀山市															
24	211	鳥羽市															
24	212	熊野市															
24	214	いなべ市															
24	215	志摩市															
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター	2012年4月16日	2	0	3,271	○	○	○	○		○	○			
24	303	木曾岬町															
24	324	東員町															
24	341	菰野町															
24	343	朝日町															
24	344	川越町															
24	441	多気町															
24	442	明和町															
24	443	大台町															
24	461	玉城町															
24	470	度会町															
24	471	大紀町															
24	472	南伊勢町															
24	543	紀北町															
24	561	御浜町															
24	562	紀宝町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			7			14	1	7.1	19	1	5.3	15	0	0.0	14	1	7.1	5067	268	5.3
24	201	津市	2007年3月29日	津市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	2	0	0.0								1026	79	7.7
24	202	四日市市	2003年12月19日	四日市市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	2	1	50.0								745	47	6.3
24	203	伊勢市	2006年7月11日	伊勢市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	2	0	0.0								174	9	5.2
24	204	松阪市	2005年12月22日	松阪市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	2	0	0.0								445	18	4.0
24	205	桑名市				1	0	0.0	1	0	0.0							679	54	8.0
24	207	鈴鹿市	2012年12月21日	男女共同参画都市宣言	2	1	100.0	2	0	0.0								401	15	3.7
24	208	名張市	2004年6月22日	名張市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								183	7	3.8
24	209	尾鷲市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	3	3.8
24	210	龜山市				1	0	0.0	1	0	0.0							247	13	5.3
24	211	鳥羽市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	2	4.3
24	212	熊野市				1	0	0.0	1	0	0.0							111	1	0.9
24	214	いなべ市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	0	0.0
24	215	志摩市				1	0	0.0	1	0	0.0							49	1	2.0
24	216	伊賀市	2005年9月26日	伊賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								237	8	3.4
24	303	木曾岬町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
24	324	東員町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
24	341	菟野町										1	0	0.0	0	0		39	0	0.0
24	343	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
24	344	川越町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
24	441	多気町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
24	442	明和町										1	0	0.0	1	1	100.0	95	2	2.1
24	443	大台町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
24	461	玉城町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	5	7.2
24	470	度会町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	2	5.4
24	471	大紀町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
24	472	南伊勢町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
24	543	紀北町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
24	561	御浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
24	562	紀宝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

Table with columns for Survey Point Code, Target Objectives, Gender Ratio, and Appointment Status. Includes a summary row at the bottom and detailed rows for various municipalities like Tsuru, Shiga, and others.

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

三重県

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
								8	8	372	108	29.0	0	0	0	0									
	津市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	四日市市							1	1	100	30	30.0	0	0	0	0									
	伊勢市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	松阪市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	桑名市							2	2	70	21	30.0	0	0	0	0									
	鈴鹿市							1	1	80	18	22.5	0	0	0	0									
	名張市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	尾鷲市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	亀山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鳥羽市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	熊野市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	いなべ市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	志摩市							1	1	56	16	28.6	0	0	0	0									
	伊賀市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	木曾岬町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東員町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	菟野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	朝日町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	川越町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	多気町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	明和町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大台町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	玉城町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	度会町							2	2	42	13	31.0	0	0	0	0									
	大紀町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南伊勢町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	紀北町							1	1	24	10	41.7	0	0	0	0									
	御浜町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	紀宝町							0	0	0	0		0	0	0	0									



調査時点 議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド ド 名	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7		問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」が明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の両立支援体制に関する調査	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不回答)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の両立支援体制に関する調査	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
		4	1の合計	28	4	0	23		3			22	22	22	22	22	17	
		9	2の合計	0	24	23	5		25			4	3	3	3	5	4	
		2	3の合計	1		5	0		0			0	0	0	0	0	0	
		14	4の合計	0								3	4	4	4	2	6	
24	201	津市	2	津市議会	1	2	2	1	津市議会会議規則(第2条2・第82条2) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条2 第2条の条文中、「議員」を「委員」に、「議長」を「委員長」に変更	2		1	1	1	1	1	1	4
24	四日市市	1	四日市市議員旧姓使用取扱要綱 婚姻等により戸籍上の氏を改めた議員が引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。	四日市市議会	1	2	2	1	四日市市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
24	伊勢市	2		伊勢市議会	1	2	2	1	伊勢市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
24	松阪市	3		松阪市議会	1	2	2	1	松阪市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1



都 道 区	市 区	府 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議員の両立支援体制に関する調査	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降 3. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 4. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他								
				議会名															
24	205	桑名市	3	桑名市議会	1	2	2	1	桑名市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例 第3条 第1項 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会期等を長期間欠席したときの議員報酬は、当該議員の議員報酬に、議会の会期等を欠席した日から、議会の会期等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に同じ、次の表に定める支給割合を乗じて得らるる。 欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の90 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 第5条 次に掲げる理由により議会の会期等を長期間欠席したときは、この条例の規定は、適用しない。 (2) その他議長が認める理由 ※第3条 第1項として、または第5条(2)として取り扱うかは、事案発生時に協議する。	1	1	1	1	1	1	1
24	207	鈴鹿市	2	鈴鹿市議会	1	1	2	1	鈴鹿市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(鈴鹿市議会会議規則第2条第2項)	2		1	1	1	1	1	1	1	
24	208	名張市	1	名張市議会	1	2	2	1	名張市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
24	209	亀賀市	4	亀賀市議会	1	2	2	1	亀賀市議会会議規則 〔欠席の届出〕 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その届出を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
24	210	亀山市	4	亀山市議会	1	2	2	1	亀山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																						
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8															
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取捨すること可能な休業期間は、次の産前産後の就業制限のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、選挙部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議員の両立支援体制に関する調査	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い															
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会議名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他													
24	211	鳥羽市	2		鳥羽市議会	1	2	2	1																	
24	212	熊野市	4		熊野市議会	1	2	2	1																	
24	214	いなべ市	2		いなべ市議会	1	2	2	1																	
24	215	志摩市	4		志摩市議会	1	2	2	1																	

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次の産前産後期間のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議員の両立支援体制に関する調査	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議員の両立支援体制に関する調査	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
24	216	伊賀市	伊賀市職員旧姓使用取扱要綱 伊賀市職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が、妊娠、産子縁組その他の事由(以下「妊娠等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き妊娠等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定める。 (旧姓使用の承認) 第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認) 第3条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合には、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により速やかに所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により、一旦旧姓の使用を中止した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓の使用の承認を申請できないものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの(職員住所録、産票簿、名刺、名札、事務分掌表等) (2) 専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に職員の間一性を確認できる内容のもの(起家文書、復命書、決意書・決意文書への押印等) (3) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の間一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの(休職承認書、職務等志願書免除申請書等) (4) 前各号に掲げるもののほか適当と認められるもの (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、関係機関及び職員に混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。	伊賀市議会	1	2	2	1	伊賀市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
24	303	本宮町	2	本宮町議会	3								4	4	4	4	2	4	
24	324	東員町	2	東員町議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4	

都 道 区 府 市 町 村 特 区 道 市 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会の 議員名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議員の両立支援体制に関する調査	問6で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問8で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。									
コ ロ シ イ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
24 341	2		菟野町議会	1	2	2	1		1		菟野町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (欠席の届出) 第2条第3項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	菟野町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬、期末手当の減額) 第5条 第1条の規定にかかわらず、菟野町議会議員報酬(第35条第4号。以下「報酬」といふ。)第2条の2に規定する届出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 1 180日以上270日未満 100分の30 2 270日以上365日未満 100分の50 3 365日以上 100分の100 2 前項の規定による議員報酬の減額は、届け出た日から180日、270日又は365日を経過する日の属する月の翌(経過する日の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなった旨の届出があった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その日の月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。 3 議会活動ができない事由が公務災害による療養のとき、又は議長が特に認めたときは、第1項の規定にかかわらず議員報酬の月額を全額を支給する。 4 第1項の規定が適用された場合の期末手当の計算に用いる議員報酬の月額は、減額後の議員報酬の月額とする。	1	1	1	1	1	4	
24 343	4		朝日町議会	1	2	2	1		2		朝日町議会議員報酬 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	4	
24 344	1	川越町職員旧姓使用取扱要綱 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て、総務課長に提出しなければならない。	川越町議会	1	2	2	1		2		川越町議会議員報酬 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日閉議時刻までに議長に届け出なければならない。		1	1	1	1	1	1	
24 441	4		多気町議会	1	2	2	1		1		多気町議会議員報酬 第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲 第3条 議員が疾病その他の事由により、議会の会務等を長期欠席したときの議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、議会の会務等を欠席した日から、次に議会の会務等に出発した日の前日までの期間(以下「欠席期間」といふ。)に応じて、当該議員報酬の額に次の表に定める割合(以下「減額割合」といふ。)を乗じて得た額を減じた額とする。  欠席期間 減額割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100  2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌(その日の月の初日であるときは、その日の属する月)から、次に議会の会務等に出発した日の属する月(その日の月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1		

都 市 区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
府 町 村	区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
都 府	市 区				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次うちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該部分の案文(本文)を記入してください。	市 区 町 村 議 員 の 支 援 体 制 の 調 査	問6で1.を選択した場合、該部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定は、 3. 2. ないし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
24 442	明和町	4		明和町議会	1	2	2	1	明和町議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が 出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する 日までの範囲内において、その期間を明らかに して、あらかじめ議長に欠席届を提出すること ができる。	2			2	4	4	4	2	2	
24 443	大台町	4		大台町議会	1	2	3	2		2				2	2	2	2	2	
24 461	玉環町	4		玉環町議会	1	1	3	2		2				2	2	2	2	2	
24 470	鎌倉町	4		鎌倉町議会	1	1	3	2		2				2	2	2	2	2	
24 471	大紀町	4		大紀町議会	1	2	2	1	大紀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看 護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理 由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け 出なければならない。2 前項の規定にかかわ らず、議員が当該日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週 間を経過する日までの範囲内において、その期 間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
24 472	南伊勢町	2		南伊勢町議会	1	2	2	1	南伊勢町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため 出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から 当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらか じめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
24 540	紀北町	4		紀北町議会	1	2	2	1	紀北町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看 護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理 由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け 出なければならない。2 前項の規定にかかわ らず、議員が出席のため出席できないときは、出 産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあって は、14週間)前の日から当該出産の日後6週 間を経過する日までの範囲内において、その期 間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
24 561	御浜町	4		御浜町議会	1	2	2	1	御浜町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看 護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理 由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け 出なければならない。2 前項の規定にかかわ らず、議員が出席のため出席できないときは、出 産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあって は、14週間)前の日から当該出産の日後6週 間を経過する日までの範囲内において、その期 間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を 提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
24 562	紀宝町	4		紀宝町議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	4	

調査時点	議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン)のために実施していることがあればご記入ください。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の取組は、どのように進められていますか。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)		
	ド	0	1	5	3	0	0	0		1	0			1	
	ド	0	2	6	0	0	0	0		4	3			26	
	ド	0	0	18	0	0	2	0		24	2			2	
	ド	29	26	0	0	0	0	1		0	24				
24-201	津市	4	4	3						3	2			2	
24-202	四日市市	4	4	1	1	3				3	2			2	
24-203	伊勢市	4	4	3						3	4			3	
24-204	松阪市	4	4	1	1					3	2			2	
24-205	桑名市	4	4	2						2	4			2	
24-207	鈴鹿市	4	4	3						3	4		1	1 被害状況の収集及び報告 2 災害情報発信 3 各種事務処理 4 各課所管の災害対策業務 5 ワンストップ窓口の設置	
24-208	名張市	4	1	3						3	4			2	
24-209	尾鷲市	4	1			3				2	4			2	
24-210	黒山町	4	4	2						3	4			2	
24-211	高谷町	4	4	3						3	4			2	
24-212	熊野町	4	4	3						3	3			2	
24-214	いなべ市	4	4	1	1					3	4			2	
24-215	志摩市	4	4	3						3	4			2	
24-216	津町	4	4	2						3	4			2	
24-303	大倉町	4	4	3						3	4			2	
24-324	家原町	4	4	3						3	4			2	
24-341	湯野町	4	4	3						3	4			2	
24-343	新白旗	4	4	3						3	4			2	
24-344	川越町	4	4	1		4	関連する冊子の配布			3	4			2	
24-441	多気町	4	4	2						2	4			2	
24-442	明和町	4	4	2						1	4			2	
24-443	文徳町	4	4	2						3	4			2	
24-461	玉置町	4	2	3						3	3			2	
24-470	家原町	4	2	3						3	4			2	
24-471	大和町	4	4	3						3	4			2	
24-472	南伊勢町	4	4	3						3	4			2	
24-543	紀北町	4	4	3						3	4			2	
24-561	熊濱町	4	4	2						2	4			2	
24-562	紀宝町	4	4	3						3	4			2	